

別表1（第3条第2項）

加入金徴収基準及び払込の方法

1. 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
一 律	1, 0 0 0

2. 加入金の払込みの方法

一括払込み

別表2（第4条）

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

区 分	金 額 (円/月)	備 考
個 人	一律 1,000円	
法 人	資本金1千万円以上 1,800円	
	資本金1千万円未満 1,300円	
	(但し、金融機関・特定協力法人は下記のとおりとする。)	
	地銀 10,000円	
	その他の金融機関 8,000円	
	特定協力法人 10,000円	
定款会員	一律 1,000円 (但し、金融機関の除く。)	
特別会員	一律 1,000円	

2. 会費の払込みの方法

金融機関預金口座からの自動振替、又は徴収するものとする。

3. 会費の納期

7月